第九条中第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二　法第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者（以下「指定一般相談支援事業者」という。）又は法第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者（以下「指定特定相談支援事業者」という。）のうち当該市町村から委託を受けて法第七十七条第一項第一号に規定する事業を行うもの

第十二条第四号中「第四十二条に規定する知的障害児施設、同法第四十三条に規定する知的障害児通園施設、同法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設、同法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設又は同法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設」を「第六条の二第一項に規定する障害児通所支援又は同法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援」に改め、同条の次に次の四条を加える。

（法第二十二条第四項に規定する厚生労働省令で定める場合）

第十二条の二　法第二十二条第四項に規定する厚生労働省令で定める場合は、障害者又は障害児の保護者が法第二十条第一項の申請をした場合とする。ただし、当該障害者又は障害児の保護者が介護保険法第八条第二十三項に規定する居宅介護支援又は同法第八条の二第十八項に規定する介護予防支援の対象となる場合には、市町村が必要と認める場合とする。

（サービス等利用計画案の提出を求める場合の手続）

第十二条の三　市町村は、法第二十二条第四項の規定に基づきサービス等利用計画案の提出を求めるときは、次の各号に掲げる事項を書面により法第二十条第一項の申請に係る障害者又は障害児の保護者に対し通知するものとする。

一　法第二十二条第四項の規定に基づき支給要否決定を行うに当たって当該サービス等利用計画案を提出する必要がある旨

二　当該サービス等利用計画案の提出先及び提出期限

（法第二十二条第五項に規定する厚生労働省令で定める場合）

第十二条の四　法第二十二条第五項に規定する厚生労働省令で定める場合は、身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合又は法第二十条第一項の申請に係る障害者又は障害児の保護者が次条に規定するサービス等利用計画案の提出を希望する場合とする。

（法第二十二条第五項に規定する厚生労働省令で定めるサービス等利用計画案）

第十二条の五　法第二十二条第五項に規定する厚生労働省令で定めるサービス等利用計画案は、指定特定相談支援事業者以外の者が作成するサービス等利用計画案とする。

第十三条（見出しを含む。）中「第二十二条第四項」を「第二十二条第七項」に改める。

第十四条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「第二十二条第五項」を「第二十二条第八項」に改め、同条第四号中「第二十二条第四項」を「第二十二条第七項」に改める。

第十五条第一項第一号中「、児童デイサービス」を削る。

第十七条第四号中「第四十二条に規定する知的障害児施設、同法第四十三条に規定する知的障害児通園施設、同法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設、同法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設又は同法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設」を「第六条の二第一項に規定する障害児通所支援又は同法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援」に改める。

第十九条第二項中「通知について」の下に「、第十二条の二及び第十二条の三の規定は法第二十四条第三項において準用する法第二十二条第四項のサービス等利用計画案の提出について、第十二条の四及び第十二条の五の規定は法第二十四条第三項において準用する法第二十二条第五項のサービス等利用計画案の提出について、」を加え、「第二十二条第四項」を「第二十二条第七項」に、「第二十二条第五項」を「第二十二条第八項」に改める。

第二十五条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十六条の二（見出しを含む。）中「第十七条第一項第二号イ」を「第十七条第二号イ」に改める。

第二十七条の見出し中「第十七条第一項第四号」を「第十七条第四号」に改め、同条中「第十七条第一項第四号」を「第十七条第四号」に、「同項第一号」を「同条第一号」に、「同項第四号」を「同条第四号」に改める。

第三十一条の次に次の一条を加える。

（令第十九条第二号ニに規定する厚生労働省令で定める者）

第三十一条の二　令第十九条第二号ニに規定する厚生労働省令で定める者は、同号イからハまでに掲げる区分に応じ、それぞれ同号イからハまでに定める額を負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であって、同号ニに定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

第三十二条第一号中「第十七条第一項第四号」を「第十七条第四号」に改める。

「第三款　サービス利用計画作成費、高額障害福祉サービス費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給」を「第三款　特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給」に改める。

第三十二条の二から第三十二条の五まで及び第三十四条を削る。

第三十四条の二第一号中「第十七条第一項第四号」を「第十七条第四号」に改め、同条第二号中「第二十一条の二」を「第二十条」に、「第十七条第一項第四号」を「第十七条第四号」に改め、同条を第三十四条とする。

第三十四条の二の二（見出しを含む。）中「第二十一条の二」を「第二十条」に改め、同条を第三十四条の二とする。

第三十四条の三第一項第三号及び第二項第一号中「第十七条第一項第四号」を「第十七条第四号」に改め、同項第三号中「第二十一条の三第一項第一号」を「第二十一条第一項第一号」に改め、同項第四号中「第二十一条の二」を「第二十条」に改める。

「第四款　指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者」を「第四款　指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設」に改める。

第三十四条の七第一項第二号中「及び住所」を「、生年月日、住所及び職名」に改め、同項第六号中「経歴及び住所」を「生年月日、住所及び経歴」に改め、同項第十二号を同項第十四号とし、同項第十一号の次に次の二号を加える。

十二　法第三十六条第三項各号に該当しないことを誓約する書面（次条を除き、以下この節において「誓約書」という。）

十三　役員の氏名、生年月日及び住所

第三十四条の七第二項中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、同条に次の二項を加える。

3　法第四十一条第一項の規定に基づき居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十二号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第一項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一　現に受けている指定の有効期間満了日

二　誓約書